

# 個人事業税の不動産貸付業・駐車場業の課税対象収入について

兵庫県・県税事務所

県税につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、個人事業税の課税対象事業である不動産貸付業・駐車場業（以下「不動産貸付業等」という。）について、次のとおり、課税対象となる収入の見直しを行いましたので、お知らせします。

## 1 新たに課税対象となる収入について

所得税において不動産所得の総収入に算入される次の収入

- ・ 電柱敷地料
- ・ 携帯電話等のアンテナ設置料
- ・ 広告塔の設置に係る土地使用料
- ・ 看板等の設置に係る家屋の屋上、側面または塀等の使用料

※上記は例示であり、これらに相当するものが対象となります。

## 2 適用の時期

平成 27 年度の課税分から適用します。（平成 26 年以降の不動産所得が対象となります。）

## 3 取扱いを改める理由

不動産貸付業等に係る課税所得の算定において、これまで本県では、電柱敷地料等の収入については、その他の収入として、課税の対象収入から除外していました。しかし、社会情勢の変化により、これらの収入内容も多様化してきていること、また、個人事業税の算定は、地方税法の規定により、所得税法に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によることとされていることから、このたび取扱いを改め、所得税の申告において不動産所得に係る収入として申告されたものを個人事業税の対象にすることとしたものです。

○ 詳しくは、所管する県税事務所の個人事業税担当課へお問い合わせください。